改正後

第2 府から市町村への事務移譲

府は、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項<u>又は地方教育行政の組織及び運営に関する法</u> <u>律第 55 条第 1 項</u>の規定に基づき、市町村に事務移譲を行う場合は、次の 1 又は 2 の手続に より行うものとする。

- 1 市町村からの申出による手続
- (1) 市町村長は、<u>分権の推進に関する</u>取組方針、府からの移譲を希望する<u>具体の事務移譲項目</u>、移譲事務を活用して充実を図ろうとする住民サービスの内容<u>と期待する効果、</u>必要とする財源措置の概算及び人的支援の内容等を記載した別記様式第<u>1により、知事</u>に対して申し出るものとする。

なお、<u>原則として、</u>申出の受付期間は、移譲を希望する当該年度の前年度のうち、知事が定める期間とする。

(2) 知事は、市町村長から(1)に係る事務の申出のあった事務について、移譲事務の内容、時期、財源措置、人的支援等の検討を行い、当該市町村長に対して協議を行い、移譲の可否を回答する。ただし、(1)に係る事務の申出のあった事務が、府教育委員会の権限に属する事務である場合は、当該検討は府教育長が行う。

<u>なお</u>、知事は、移譲しない旨の回答をするときは、申し出た市町村長に対し、同時 に、その理由を示すこととする。

- 2 市町村との協議による手続
- (1) 知事は、移譲しようとする事務が次のアから<u>ウ</u>までのいずれかに該当する場合においては、事務移譲の対象となる市町村長に対して協議を行い、その同意を得て、当該事務を移譲することができる。
- ア 法令の制定又は改正により、府の事務について、市町村の事務と一体的に、又は一 連のものとして行うことが必要となる場合

ただし、全ての市町村又は一定の範囲の市町村において、一律に当該事務を行うことが必要となる場合に限る。

- イ 法令の制定又は改正により、すでに移譲されている事務について、その種類や範囲 に変更が生じる場合
- ウ その他市町村からの申出による事務移譲によりがたい場合
- (2) 知事は、移譲についての協議にあたり、市町村長に対し、当該事務の内容、協議による移譲を行うこととした理由、時期、財源措置等を別記様式第2により提示する。
- (3) 市町村長は、知事から移譲についての協議があった事務について、知事に対し、その同意の有無を別記様式第3により回答する。

この場合において、市町村長が、同意しない旨の回答をしたときは、知事は、その 理由を示すよう求めるものとする。

改正前

第2 府から市町村への事務移譲

府は、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、市町村に事務移譲を行う場合は、次の 1 又は 2 の手続により行うものとする。

- 1 市町村からの申出による手続
- (1) 市町村長は、取組方針や府からの移譲を希望する<u>事務の内容</u>、移譲事務を活用して 充実を図ろうとする住民サービスの内容<u>及び事務移譲による効果等、分権推進に関する</u> 基本的な考え方を別記様式第1により策定し、知事に対して、具体の事務移譲項目、必 要とする財源措置の概算及び人的支援の内容等を記載した別記様式第2を添付の上、申 し出る。ただし、平成21年度に各市町村が「権限移譲実施計画」を策定するにあたり、 府が市町村に提案した事務に係る申出手続については、別途定める。

なお、申出の受付期間は、移譲を希望する当該年度の前年度のうち、知事が定める期間とする。ただし、法令改正等により緊急を要する場合は、この限りでない。

(2) 知事は、市町村長から(1)に係る事務の申出のあった事務について、移譲事務の内容、時期、財源措置、人的支援等の検討を行い、当該市町村長に対して協議を行い、移譲の可否を回答する。

<u>この場合において</u>、知事は、移譲しない旨の回答をするときは、申し出た市町村長に対し、同時に、その理由を示すこととする。

- 2 市町村との協議による手続
- (1) 知事は、移譲しようとする事務が次のアから<u>エ</u>までのいずれかに該当する場合においては、事務移譲の対象となる市町村長に対して協議を行い、その同意を得て、当該事務を移譲することができる。
- ア 法令の制定又は改正により、府の事務について、市町村の事務と一体的に、又は一 連のものとして行うことが必要となる場合

ただし、全ての市町村又は一定の範囲の市町村において、一律に当該事務を行うことが必要となる場合に限る。

- イ 法令の制定又は改正により、すでに移譲されている事務について、その種類や範囲 に変更が生じる場合
- ウ <u>平成 21 年度に各市町村(指定都市を除く。)が策定した「権限移譲実施計画(案)」</u> (以下、「移譲計画(案)」という。)に基づき、事務移譲を行う場合
- エ その他市町村からの申出による事務移譲によりがたい場合
- (2) 知事は、移譲についての協議にあたり、市町村長に対し、当該事務の内容、協議による移譲を行うこととした理由、時期、財源措置等を別記様式第3により提示する<u>(移譲計画(案)に基づき、事務移譲を行う場合においては、知事が別に定める様式により提示する。</u>)。
- (3) 市町村長は、知事から移譲についての協議があった事務について、知事に対し、その同意の有無を別記様式第4により回答する。

この場合において、市町村長が、同意しない旨の回答をしたときは、知事は、その 理由を示すよう求めるものとする。

(4) 市町村長は、移譲計画(案)の策定以降、移譲を受けることとした事務や移譲予定 時期等について変更しようとする場合には、あらかじめその理由を示した上で、知事

改正後

3 市町村からの要請による手続

市町村長が、<u>地方自治</u>法第 252 条の 17 の 2 第 3 項<u>又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 6 項</u>の規定に基づき、府からの事務移譲を要請する場合には、1 の手続に進ずる。

4 事務移譲に伴う財源措置

知事<u>又は府教育長</u>は、1から3による移譲事務を処理する市町村の事務執行に必要な経費として、次の(1)及び(2)の交付金を予算の定めるところにより市町村に交付する。

- (1) (略)
- (2) (略)

(3) その他

- ア (1) ア b に規定する事務処理の類型ごとの処理 1 件当たりの所要時間については、関係市町村と協議の上、知事が定める。
- イ 経常的経費に係る交付金の額の算出の基礎となる(1)イ及び初期的経費に係る交付金の額については、関係市町村と協議の上、知事が定める。
- ウ 市町村長<u>又は市町村教育長</u>は、経常的経費に係る交付金<u>(初期的経費に係る交付金がある場合は、当該交付金を含む。以下、同じ。)</u>の申請を別記様式第<u>4</u>により知事又は府教育長に行うものとする。
- エ 市町村長<u>又は市町村教育長</u>は、交付年度の翌年度の4月20日までに、当該交付年度における移譲事務に係る実績を別記様式第<u>5</u>により知事<u>又は府教育長</u>に報告するものとする。
- オ 知事<u>又は府教育</u>長は、実績の報告があったときは、内容を審査の上、交付すべき 経常的経費に係る交付金の額を決定し、5月31日までに市町村長<u>又は市町村教育</u> 長に交付する。なお、交付する額に千円未満の端数が生じるときは、その端数金額 を千円として計算する。
- カ (1)及び(2)にかかわらず、手数料収入のある事務については、事務の執行に必要な費用の状況に応じて、府と関係市町村の協議の上、別に定める。
- キ その他考慮すべき事項については、府と関係市町村の事務ごとの協議の上、別に 定める。

第3 府の市町村に対する関与の見直し

市町村長は、この制度による関与の見直しを求めようとするときは、知事に対して、別記し

改正前

と協議を行わなければならない。

3 市町村からの要請による手続

市町村長が、法第 252 条の 17 の 2 第 3 項の規定に基づき、府からの事務移譲を要請する場合には、1 の手続に準ずる。

4 事務移譲に伴う財源措置

知事は、1から3による移譲事務を処理する市町村の事務執行に必要な経費として、次の(1)から(3)までの交付金を予算の定めるところにより市町村に交付する。<u>ただし、(3)</u>に係る交付金を交付する期間については、平成22年度から平成24年度までの3年間とする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 権限移譲推進特別交付金

特例市並みの事務権限の移譲を推進し、移譲に積極的に取り組む市町村(指定都市を除く。)を支援するため、市町村の組織体制の強化や人材の育成などに要する経費に対して交付する交付金(算定方法等については別に定めるとおりとする。)

(4) その他

- ア (1) ア b に規定する事務処理の類型ごとの処理 1 件当たりの所要時間については、関係市町村と協議の上、知事が定める。
- イ 経常的経費に係る交付金の額の算出の基礎となる(1)イ及び初期的経費に係る交付金の<u>額の算出の基礎となる(2)に掲げる項目ごとの</u>額については、関係市町村と協議の上、知事が定める。
- ウ 市町村長は、経常的経費に係る交付金の申請を別記様式第5により知事に行うも のとする。
- エ 市町村長は、交付年度の翌年度の4月20日までに、当該交付年度における移譲 事務に係る実績を別記様式第6により知事に報告するものとする。
- オ 知事は、実績の報告があったときは、内容を審査の上、交付すべき経常的経費に 係る交付金の額を決定し、5月31日までに市町村長に交付する<u>(初期的経費に係る交付金がある場合は、当該交付金を含む。)</u>。なお、交付する額に千円未満の端数が生じるときは、その端数金額を千円として計算する。
- カ (1)及び(2)にかかわらず、手数料収入のある事務については、事務の執行に必要な費用の状況に応じて、府と関係市町村の協議の上、別に定める。
- キ その他考慮すべき事項については、府と関係市町村の事務ごとの協議の上、別に 定める。

第3 関与是正

1 府の市町村に対する関与の見直し

改正後	改正前
様式第6により申し出るものとする。	市町村は、府に対して、府の市町村に対する関与の廃止、縮小等の見直しを求めることができる。 2 関与是正の申出の手続 この制度による関与是正の申出については、第2の1に規定する事務移譲に関する手続を準用する。
(略) 附 則 この要綱は、平成24年5月31日から施行する。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 (平成24年度予算の経常的経費及び初期的経費に係る実績報告等に関する特例) 2 前項の規定にかかわらず、平成24年度の経常的経費及び初期的経費に係る改正前の大阪版地方分権推進制度実施要綱第2の4(4)エ及びオの規定については、平成24年度予算に係るものに限り、その効力を有する。	(略) 附 則 この要綱は、平成24年5月31日から施行する。